

## 【パブリックコメント実施要領】

### (仮称) 昭島市まちづくり条例（素案）についての意見募集

#### 1 意見募集の対象

昭島市では、昭島市都市計画マスターPLANに示された目指す都市の姿の実現を図るため、(仮称) 昭島市まちづくり条例の制定に向けて検討を進めています。

このたび、「(仮称) 昭島市まちづくり条例（素案）」を取りまとめましたので、この内容について広く市民の皆様のご意見を募集いたします。

#### 2 募集期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月23日（金）午後5時まで（必着）

※ 郵送による場合は、令和8年1月23日（金）の消印有効

#### 3 資料の入手方法

「(仮称) 昭島市まちづくり条例（素案）」は、次の方法で入手・閲覧することができます。

##### (1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

<画面から操作した場合の流れ>

市公式ホームページ (<https://www.city.akishima.lg.jp/>)

→市政情報→ご意見・お問い合わせ→パブリックコメント→意見募集→

(仮称) 昭島市まちづくり条例（素案）についての意見募集



##### (2) 窓口での配布・閲覧

次の窓口で配布します。また、閲覧することも可能です。

◇市役所2階地域開発課・都市計画課

◇児童センター「ぱれっと」

◇市役所1階総合案内カウンター

◇環境コミュニケーションセンター

◇イーストテラス・サブスリー

◇水道部

◇松原町コミュニティセンター

◇各市立会館

◇勤労商工市民センター

◇総合スポーツセンター

◇あいぽっく（保健福祉センター）

◇FOSTERホール（市民会館）・公民館

◇各高齢者福祉センター

◇アキシマエンシス国際交流教養文化棟

##### (3) 郵送での送付

郵送による送付を希望される方は、切手180円分を貼付した返信用封筒（A4サイズの冊子が入るものに、郵便番号、住所及び氏名（企業・団体の場合は名称）を明記）を同封のうえ、送付してください。

郵送先：〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

昭島市都市計画部地域開発課開発指導係 宛

#### 4 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書を提出してください。意見書の様式は、この要領の最後に添付しております。（※添付した様式を直接使用しなくても、様式の内容を項目順にすべて記載していただければ、意見を提出する方が作成したものでかまいません。）なお、意見書の不備などにより意見書を提出いただいた方に連絡をする場合があります。意見の提出者の連絡先に関する事項「郵便番号、住所、氏名（企業・団体の場合は名称）、及び電話番号」を、明記していただきますようお願ひいたします。

##### （1）窓口に提出

意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、市役所2階都市計画部地域開発課  
・都市計画課に直接お持ちください。

##### （2）郵送

① 意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、封書で送付してください。なお、  
封筒に朱書きで「(仮称) 昭島市まちづくり条例（素案）についての意見」と記載してく  
ださい。

② 郵送先：〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号  
昭島市都市計画部地域開発課開発指導係 宛

##### （3）ファクシミリ

① 意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、送信してください。  
② 送信先：ファクシミリ番号 042-544-6440

##### （4）電子メール

① 意見書の様式に従い、テキスト形式で送信してください。URLへの直接リンクによる  
意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。なお、電子メールの件名は  
「(仮称) 昭島市まちづくり条例（素案）についての意見」としてください。また、郵便  
番号、住所、氏名（企業・団体の場合は名称）、電話番号及び電子メールアドレスを必ず  
本文中に記載してください。

② 送信先：電子メールアドレス [chiikikaihatsu@city.akishima.lg.jp](mailto:chiikikaihatsu@city.akishima.lg.jp)

##### （5）電子申請（LoGo フォーム）

フォームの項目に従い、入力してください。

入力先：フォーム名

「(仮称) 昭島市まちづくり条例（素案）についての意見」

【URL】<https://logoform.jp/form/Zue8/1343981>



## 5 注意事項

- (1) 意見書は、A4 サイズで作成してください。
- (2) 意見書は、日本語で作成してください。
- (3) 提出いただいた意見については、郵便番号、住所、氏名（企業・団体の場合は名称）、電話番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- (4) 募集期間内に到着しなかったもの及び次のいずれかに該当するものについては、無効とします。
  - ① 個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
  - ② 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
  - ③ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
  - ④ 公序良俗に反するもの
  - ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの
- (5) 提出いただきました意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

## 6 問い合わせ先

昭島市都市計画部地域開発課開発指導係 電話：042-544-5111 内線 2272・2273

都市計画課都市計画係 電話：042-544-5111 内線 2262・2263

## 《意見書の様式》

## パブリックコメントに関する意見書

ご意見